

参議院議員通常選挙投票用紙の交付誤りに伴う臨時記者会見 記録

令和4年7月10日(日)

午後5時～午後5時15分

事案発表

佐藤選挙管理委員長：

参議院議員通常選挙の執行にあたり、佐渡市第81投票所において、投票用紙の交付誤りがありました。誤って投票用紙を交付され、投票した方々におかれましては、多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

今回の事案の概要につきましては、事務局よりご説明させていただきます。

甲斐選挙管理委員会書記長：

今回の事案の概要、原因等についてご説明いたします。

本日7月10日、午前7時から12時までの間、佐渡市第81投票所におきまして、選挙区と比例代表の投票用紙を誤って逆に交付し、48人の選挙人の方に投票をさせてしまったものであります。

原因につきましては、投票所において投票用紙の受領を確認した後に、所定の投票用紙交付係の机に、それぞれの投票用紙を設置する際に取り違えたことにより、選挙区で比例代表用の投票用紙を、比例区では選挙区の投票用紙を交付したものでございます。

経過につきましては、本日、午前6時30分に事務従事者が投票所の準備をしています。その際、投票用紙の種類と枚数の確認を1か所で行い、確認後、設置すべき投票用紙を取り違えて配置して、午前7時に投票開始しました。交付の誤りに気づかずに交付を始めたものであります。12時に選挙人が途絶えたタイミングで、比例の交付係が投票用紙を確認したところ、交付の誤りに気づき地区本部に電話連絡、地区本部から選挙管理委員会事務局へ連絡があったものであります。

その後、当該投票所では交付誤りに気づいた時点で正規の手続きに戻し、対応しております。誤って投票用紙を交付し、投票した方々のお宅を訪問して、謝罪をしております。再発防止策ですが、発覚後は速やかに各投票所の事務主任へ、投票用紙の交付誤りがないよう注意喚起を行いました。

概要については以上でございます。

質疑応答

記者：

第 81 投票所はどこか。

佐々木選挙管理書記：

第 81 投票所でございますが真野地区でございます、田切須集落開発センターになります。

記者：

会場には、市職員が何人で、立会人が何人なのか。

佐々木選挙管理書記：

投票管理者 1 名、立会人が 2 名、事務従事者が 3 名の計 6 名です。

記者：

人数的に問題はなかったのか。

佐々木選挙管理書記：

投票地区の選挙人の人数に応じて、配置を行っておりますので、少なかったことはありません。

記者：

どうして発覚してから、時間がかかって会見になったのか。

甲斐選挙管理委員会書記長：

12 時に一報がありまして、その内容の詳細を現場の事務主任から、地区本部がかなり詳細な聞き取りをしております。その後、私どもの方にも、その報告されました。その後、選挙管理委員会を開催いたしまして、事故対応につきまして確認するとともに、対応方針を決めまして、午後 3 時半過ぎですが、皆様にプレスリリースをしたという経過でございます。

記者：

この田切須の投票所は、有権者は何人か。

佐々木選挙管理書記：

当日の有権者数は 227 人でございます。

記者：

投票用紙が入れ替わったとしても、投票としては有効として取り扱われるのか。

佐々木選挙管理書記：

最初に選挙区の投票で、比例代表の投票用紙を配布しておりますので、本来ですと比例代表の投票用紙ですので政党名もしくは名簿掲載されている候補者の名前を書くべきところを、選挙区の選出の候補者の氏名を記入してくださいと説明しておりますので、その通りに書いたということであれば、無効になります。それは比例についても同様のことが言えます。

記者：

無効となった方には、どういう対応を取るのか。

佐々木選挙管理書記：

この48人の方々につきましては、ただいまお宅に訪問し、お詫びを行っています。午後4時35分現在、48人中21人の方々にお会いができ、謝罪をさせていただいているところで、今も継続して実施をしています。

記者：

経過の説明だが「投票用紙の種類と枚数の確認を1か所で行い」という表現があるのですが、1か所というのは、配布する方1人が行ったという理解でよいか。

佐々木選挙管理書記：

確認の作業は、選挙区と比例とそれぞれの投票用紙を別の人間が確認作業をしておりますが、一つの同じテーブルで、2人で確認作業をしていたということです。

記者：

その時には気づかなかったのか。

佐々木選挙管理書記：

その時には、それぞれの投票用紙であるという認識はあったのですが、それを最終的に投票開始の前に、それぞれ選挙区の交付係の場所、比例区の交付係の場所へ配置するタイミングで誤った配置をしてしまったということです。

記者：

投票用紙は、機械で交付する仕組みですか。

佐々木選挙管理書記：

自動交付機での交付ではなく、1枚1枚手渡しになります。

記者：

同様のミスは、佐渡市選管では以前にあったのか。

甲斐選挙管理委員会書記長：

これまでの経験の中では、こういったことはなかったと記憶しています。

記者：

再発防止の注意喚起は、具体的にどのような内容でしょうか。

佐々木選挙管理書記：

注意喚起は、選管本部の方から地区本部を通しまして、各投票所の事務主任に対して電話で連絡して、こういう事案が発生したということと、再発をしないように改めて再度確認するようということでお伝えしております。